

(目的)

第1条 この事業は、在宅の要介護等高齢者、重度の身体障がい者（児）及び重度の知的障がい者（児）（以下「要介護高齢者等」という。）がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 菊池市に住所を有する者

- (2) 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者  
ア 事業実施年度の4月1日現在65歳以上の者で介護保険法の要介護認定を受けた者及びこれと同等の程度と認められる者  
イ 事業実施年度の4月1日現在65歳未満の者で身体障害者手帳1級又は2級を所持する者（児を含む。）  
ウ 事業実施年度の4月1日現在65歳未満の者で療育手帳「A1」又は「A2」を所持する者（児を含む。）

(3) 当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7万円以下の世帯に属する者

- (4) 原則として、以前にこの事業による助成を受けたことがない者。ただし、身体の状態の著しい変化等により、市長が真に再度の住宅改造が必要であると認めた場合は、この限りでない。

(助成対象経費)

第3条 この事業の助成対象となる経費は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護高齢者等が利用する部分であって、当該要介護高齢者等向けに実施する改造に要する経費とし、新築、増築及び改築は原則として助成の対象としないものとする。ただし、改造に当たって、増築又は改築を伴う場合には、改造に伴いやむを得ないと認められる範囲内でそれらの工事に要する経費を補助の対象とすることができる。

- 2 借家、借間等を改造する場合にあつては、所有権者の承諾を得た場合、その専用部分のみで前項に規定する改造に要する経費を助成対象経費とする。ただし、原状復帰についての費用は、助成の対象外とする。

(申請手続等)

第4条 住宅の改造をしようとする者（以下「改造実施者」という。）は、市長に対し、改造を実施する前に相談をするものとする。

- 2 相談を受けた市長は、実地に調査を行い、当該要介護高齢者等の身体の状態、住居の状態、介護者の状況等を総合的に判断し、最も効果的な住宅の改造の方法について助言を行うものとする。この場合において市長は、実地調査及び改造方法の助言について、高齢者サービス調整チーム又は地域ケア会議、在宅介護支援センター、住宅改修相談員（リフォームヘルパー）（以下「相談機関」という。）に依頼することができるものとする。  
3 前項により、依頼を受けた相談機関は、実地調査の結果、要介護高齢者等及び家族の要望を十分考慮して、市長に対し住宅改造に関し意見書を提出するものとする。  
4 第2項の規定による市長からの改造の方法についての助言を受けた後、助成金の交付を受けて改造を実施する改造実施者は、住宅を改造するのに必要な経費を負担するものとし、市長に対し次の書類により申請するものとする。

- (1) 住宅改造助成費交付申請書（様式第1号）  
(2) 見積書の写し  
(3) 改造箇所の図面及び写真  
(4) 住宅改造承諾書（借家、借間の場合のみ）（様式第2号）  
5 前項の申請に当たっては、相談機関及び市社会福祉協議会、デイサービスセンター、短期

入所運営事業を実施する社会福祉施設、民生児童委員等を経由し行うことができる。

(助成額)

第5条 助成対象額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号アに規定する者には70万円又は補助対象経費支出額のいずれか低い方の額とする。
- (2) 第2条第2号イ及びウに規定する者には90万円又は補助対象経費支出額のいずれか低い方の額とする。ただし、介護保険制度又は日常生活用具給付等事業の対象者となるものについては、助成対象経費からその額を控除するものとする。

2 助成額は、前項の助成対象額に別表の助成率を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算出した助成額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、第4条第4項の規定による申請書を受理した場合、審査の上助成の可否を決定し、住宅改造助成決定(却下)通知書(様式第3号)により改造実施者に通知するものとする。

2 市長は、実地調査を相談機関に依頼した場合、第4条第3項の規定による意見書を十分考慮するものとする。

(事業の適用)

第7条 改造実施者は、原則として、市長からの助成決定通知を受けた後に、住宅改造を行うものとする。

2 改造実施者は、助成対象工事が完了したときには、住宅改造助成事業実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、速やかに市長へ報告するものとする。

- (1) 請求書の写し
  - (2) 改造した部分の写真 各2枚(改造箇所が複数となる場合は、箇所ごとに撮影したもの)
- 3 市長は、前項の規定による実績報告を受理した場合、工事内容の実地検査を行い、その検査結果に基づき、助成額を確定し、住宅改造助成金確定通知書(様式第5号)により改造実施者に通知するものとする。この場合において、実地検査終了後、速やかにケース記録簿を作成するものとし、実地検査の一部及びケース記録簿の作成については、相談機関に依頼することができるものとする。

4 市長は、前項の規定による助成金確定通知をもとに、改造実施者から助成金請求書の提出があったときは、当該助成金を支給するものとする。

5 市長は、改造実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他の行為により助成決定を受けたとき。
- (2) 助成金をこの事業の目的外に流用したとき。
- (3) 建築基準法及びその他の法令又はこの要綱に違反したとき。

6 市長は、前項の規定に基づき助成決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に改造実施者が助成を受けているときには、改造実施者に対し、助成金を返還させることができるものとする。

(事業実施上の留意点)

第8条 市長は、この事業の実施に当たり、次の各号に留意し、事業の円滑かつ効果的な運営を図るものとする。

- (1) 住宅改造助成事業を積極的に実施し、福祉担当部局、保健医療部局等の庁内はもとより、福祉、保健、医療、建築、福祉用具取扱業者等の各関係機関と連携し、効率的、効果的な住宅改造を図るとともに、要介護高齢者等が快適に在宅における生活ができるように、在宅ケアサービスの充実に努めること。
- (2) 住宅改造の状況を明確にするための台帳を整備するとともに、改造のノウハウを蓄積するためにケースを記録し、事業の推進を図ること。
- (3) 相談を受ける者は、改造実施者のプライバシーの保護に万全を期すものとし、正当な理

由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

- (4) 事業の実施に当たっては、施工期間等を考慮して、工事完了が当該年度を越えないよう、改造実施者及び施工業者を指導すること。
- (5) 手すりの取り付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなどについては、介護保険制度又は日常生活用具給付等事業を優先的に活用すること。
- (6) 事業の積極的な推進のため、関係機関において各種の研修会が開催される場合、進んで参加し、知識の向上、最新情報の収集に努めるよう所属職員について配慮すること。
- (7) 改造に要する経費のうち利用者負担分については、他制度の活用及び公的融資、貸付制度を活用して差し支えないこと。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。  
(菊池市住宅改造助成事業実施要綱の廃止)
- 2 菊池市住宅改造助成事業実施要綱（平成 17 年告示第 64 号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、菊池市住宅改造助成事業実施要綱（平成 17 年告示第 64 号）によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 別表(第 5 条関係)

改造実施者の属する世帯の階層区分		助成率
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯	3 分の 3
B	生計中心者の当該年度分の市町村民税非課税世帯	3 分の 3
C	A、B 階層を除き、生計中心者の前年所得税課税年額が 7 万円以下の世帯	3 分の 2